

はしがき

病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性があり未知の感染症である新感染症が発生し、世界的規模の流行となると、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されます。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があります。新型インフルエンザ等対策特別措置法は、このような危機管理の事態に備えた新法です。この特措法は、国や地方公共団体等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置等を定め、国全体としての万全の態勢を整備し、対策の強化を図ることで、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済の影響を最小とすることを目的とするものです。

政府は、平成二十五年四月の特措法の施行を受け、同年六月に政府行動計画を閣議決定しました。政府行動計画を踏まえ、都道府県行動計画、指定公共機関業務計画が作成され、都道府県行動計画を踏まえ市町村行動計画が作成されるなど、順次、対策を講じるための土台が造られていくこととなります。本書は、特措法の初めての逐条解説であり、政令等もあわせ、体系的記述に努めました。

新型インフルエンザ等対策においては、感染が広がっていくに従って健康被害や経済・社会への影響

が拡大すること、適切な措置の実施によりその被害等を低減し得る可能性があること、被害が比較的長期間にわたることなど、自然災害関連の危機管理事案と異なる面はありますが、大きく構え小さく仕上げる、事前の備えが大事といった危機管理対応の要諦は、同様に念頭に置かれるべきものと考えます。

本書が、新型インフルエンザ等対策に関与、関係する行政、医療関係、事業関係を含めた多くの方々に広く活用され、危機への備えの一助となることを切に願っております。

平成二十五年十二月

新型インフルエンザ等対策研究会